

理容所のてびき



2026年5月

町田市保健所

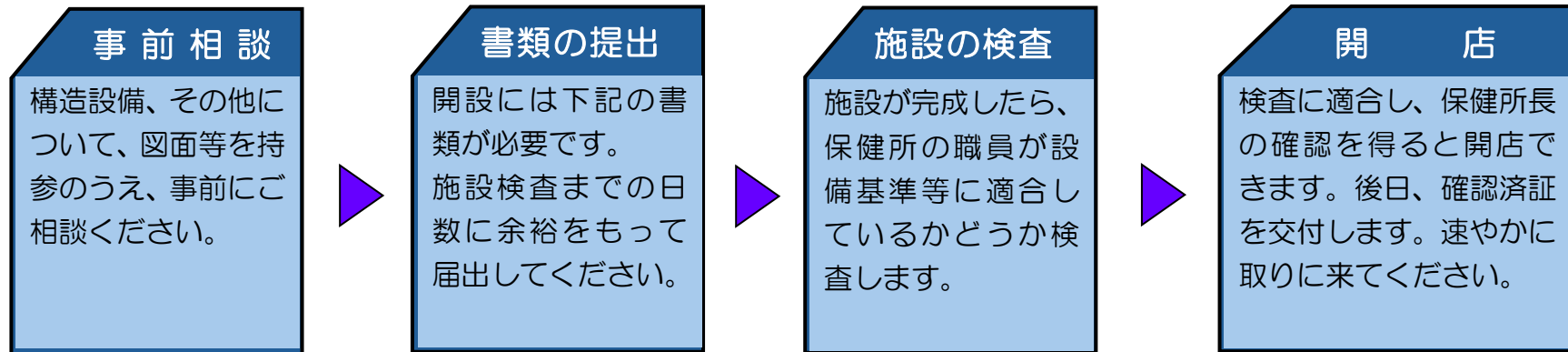
生活衛生課 環境衛生係

〒194-0021 東京都町田市中町2-13-3

電話 042(722)7354

ファックス 042(722)3249

理容所開設までの手続き



開設時に必要な書類

- ✂ 開設届
- ✂ 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業者名簿
 - ❖ 有資格者の免許証（本証提示）
 - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無が記載された3か月以内のもの）
 - ❖ 管理理容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示）
- ✂ 検査手数料（24,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- ✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）（本証提示）

(例) 理容所 構造設備概要

消毒済み器具保管容器(場所)

- 汚染を受けないように密閉された場所に保管

床・腰板

- コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料

客待ち場所

- 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせない
- ・ 作業室と明瞭に区分

洗浄・消毒済み布片格納棚

- 汚染を受けないように、扉などがついた場所に保管

未洗浄布片入

- ・ 未洗浄布片入を備える

理容いすの台数・作業室床面積

- 1 作業室の面積は13㎡以上であること(内法により算定)
- 理容いすは、作業室面積13㎡の場合、3台まで、さらに、理容いすを1台増すごとに4.9㎡を加えた面積以上とする

洗場(消毒設備)

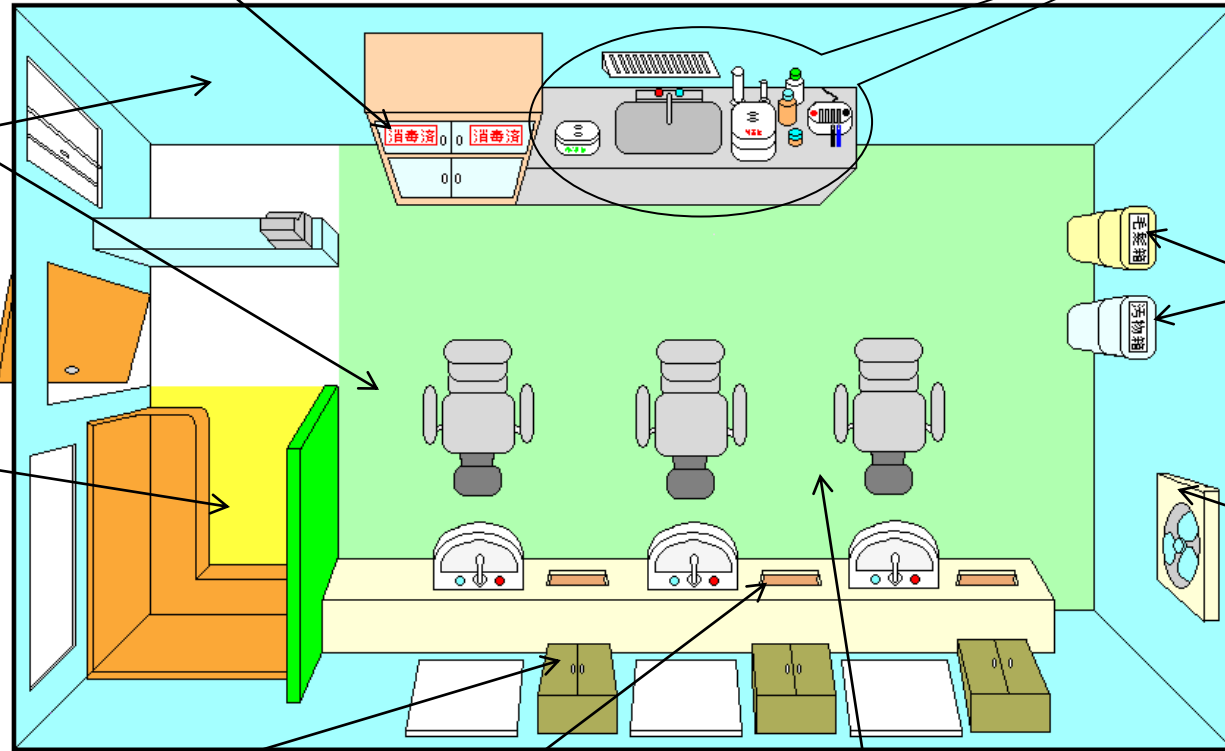
- 上下水道に直結する流水装置
- ・ 消毒薬・計量器具
- 未消毒器具容器
- ・ 器具消毒用容器
- ・ 器具乾燥棚等

毛髪箱、汚物箱

- 各々別途にふた付きのものを備える

採光・照明・換気

- 採光、照明及び換気を十分に確保
- 作業面は、100LUX以上
- 室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下



理容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ✕ 開設者の変更（営業譲渡による承継を除く）
- ✕ 施設の移転（仮店舗も含む）
- ✕ 施設の大規模増改築
- ✕ 施設の建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ✕ 営業者住所の変更
 - ✕ 法人の名称、本社所在地、代表者の変更
 - ✕ 施設名称の変更
 - ✕ 施設の小規模増改築
 - ✕ 施設設備（作業スペース、作業いすの台数等）の変更 等
- *施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等）

◆ 従業者変更届

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等

必要書類

- * 従業者変更届
- * 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無が記載された3か月以内に発行のもの）

◆ 承継届

- ✕ 事業譲渡により承継した
- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ✕ 開設者（法人）が合併、または分割により承継した

必要書類

- * 承継届
- 【事業譲渡】
- * 営業の譲渡を証する書類
 - * 譲受人が法人の場合は、登記事項証明書
- 【個人】
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍全部事項証明書
 - * 相続人全員の相続同意書（相続人が2人以上の場合）
- 【法人】
- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

◆ 廃止届

- ✕ 営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届

器具類の洗浄と消毒方法



*1 0.1~0.2%を目安とする。 *2 0.01~0.1%を目安とする。

理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	換気を十分にすること（炭酸ガス濃度を0.5%以下に保つこと）
採光・照明	十分な明るさを保つこと（作業面の照度を100ルクス以上とすること）
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
従業員の健康	常に従業員の健康管理に注意すること

関係機関一覧

用途地域に関すること	
町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課（町田市庁舎8階）	Tel 042-724-4254
建物の新築・増築に関すること	
町田市役所 都市づくり部 建築開発審査課（町田市庁舎8階）	Tel 042-724-4413
美容師試験・免許証・管理美容師講習会に関すること	
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター	
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01（8F）	試験部 Tel 03-5579-6875
	業務部（管理講習）Tel 03-5579-6115
	業務部（免許登録）Tel 03-5579-6878
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター	
〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751